

1 会議名	厚生・文教常任委員会			
2 日時	平成27年3月12日 (木)			
	開 会		午前10時	
	閉 会		午後2時4分	
3 場 所	第2・3委員会室			
4 出席議員 (7名)	< 委員長 > 相原俊一	< 副委員長 > 須藤智子	宮川隆	関戸八郎
	榊谷規子	木村冬樹	伊藤隆信	
5 欠席議員				
6 説明員 (12名)	総務部長	市民部長	福祉部長 兼福祉事務所長	建設部長
	教育部長	行政課長	健康課長	介護福祉課長 他 1 名
	児童家庭課長	学校教育課長	市民窓口課 保険医療G長	

7 付議事件及び審査結果		
	付 議 事 件 名	審査結果
議案 第6号	岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案 第7号	岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案 第8号	岩倉市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案 第9号	岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案 第10号	岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案 第11号	岩倉市資源回収ステーションの設置及び管理に関する条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案 第15号	岩倉市子ども医療費助成条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案 第16号	岩倉市介護保険条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案 第17号	岩倉市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員並びに指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の資格を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案 第18号	岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案 第19号	岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

議案 第37号	丹葉地方教育事務協議会規約の変更について	全員賛成 原案可決
請願 第1号	福祉有償運送の制度維持と円滑な移行を求める請願書	全員賛成 採択
請願 第2号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書	全員賛成 採択
陳情 第1号	《陳情》国に対して「子ども・子育て支援新制度」予算の確保・増額を求める意見書を提出して下さい	聞き置く

議案第6号 岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例の制定について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 以前の厚生・文教常任委員会協議会で説明がされた新しい教育委員会制度の中で、設けなければならないとされている総合教育会議で策定する大綱と教育委員会が策定する教育基本計画とのかかわりはどのようになるのか。

答 新教育委員会制度の中で作っていかなければならない教育の大綱は、市の目指すべき教育の方針になりますので、平成27年度、28年度で策定予定の教育振興基本計画の骨子の部分を大綱とするということで同じ考えで策定したいと思います。

問 同じ考えであると思うが、今後策定しなければならない教育振興基本計画と別に策定しなければならないということか。

答 新しい改革制度の中では、市長が大綱を定めることになっています。市長が定める大綱については、教育振興基本計画の骨子を主旨として定めます。大綱を定めるに当たっては、総合教育会議の中で教育委員と首長が協議をしていきます。大綱を策定する場合に教育委員会と首長が総合教育会議の中で調整を図りますが、市長が調整のついていない事項をその大綱に記載したとしても教育委員会は守らなくてもよい決まりになっています。市長が大綱を定めないといけないと法律上なっており、総合教育会議の中で協議、調整するものです。

問 総合教育会議の委員のメンバーとして、社会教育関係のメンバーや教職員、公立学校の先生も入っているが、今回の条例の中の教育振興基本計画の推進委員のメンバーと重複する人もいることになるのか。

答 総合教育会議のメンバーは首長、教育長、教育委員になります。教育振興基本計画の委員のメンバーと異なるものです。

問 総合教育会議で大綱を作るということである。本会議では、市長が今回の教育制度の改革について、岩倉市としては、なくてもいい発言があったが、懸念される、市長が意見を発して教育へ介入するといった危機感はないと思う。平成27年度、28年度で教育振興基本計画を策定していくようだが、27年度予算を見たところでは見えていないようだ。27年度、28年度でどのような形で進めるのか。

答 平成27年度は、委員全員を集めて会議を2回開催する予定をしています。教育関係事業の棚卸、課題等を行うこと、市民、児童・生徒の保護者に対する調査等を行います。各種団体へのヒアリングを行うことで進めていきたいと思っております。今回、条例を上程していますが、予算につきましては、補正予算を最終日に追加上程する予定をしております。

問 教育基本振興基本計画は、重要な計画と思う。この間もいろいろな議論がされていると思う。例えば新年度の主な事業の資料作成に当たり、重要なものは入れるべきと思う。内容が掴めず、予算も示されていない。補正予算で委員会の報酬が示されるが、今後において計画作成に当たり新しい事業計画を策定する場合、議会に諮る資料として示してほしいと思うがどのようなか。

答 地域活性化・地域住民生活等緊急支援給付金の対象事業として予算の執行を考えており、予算を補正する予定でした。ご指摘のとおり重要な計画であり、教育委員会の重要な事業ですが、今回はこうした事情により資料をお示しできませんでした。

問 新年度予算にないので、新年度事業に提示していないが、予算を補正する場合、今後の新しい事業には資料を添えて補正予算を議会に示してほしい。

答 そのようにします。

問 教育基本振興計画の策定に当たり、教育長の任命権者が市長であり、総合教育会議のメンバーである。市長の介入が出ると思われる。教育委員会の独立性の担保、弊害があるので制度改正となったが、市長の暴走を止める条文や計画、考えはあるのか。

答 教育長については、これまで教育委員として選任され、議会の同意を得るものでした。今回からは、教育長として直接選任されるのですが、これまでも教育委員としてお願いする中で教育長候補としてお願いしていたので、変わらないと思います。新教育長は任期が3年になり、教育委員の4年の任期に比べて短いためチェック機能も働くことになります。大綱に関しては、市長は教育委員会が同意していないことを盛り込むことができますが、尊重義務はありません。岩倉市においては円滑な運営がされていますのでそういった対立することはないと考えます。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第6号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第7号 岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について

条例の施行規則（案）を資料として配布し、説明を行い質疑に入る。

問 本会議でも利用者負担額や保育料が値上げにならないよう努力された答弁がされたが、算定基礎が所得税から市民税の所得割額に切り替えられるということで、利用者負担が値上げにならないかが不安な部分であるがどうか。

答 所得税から市民税に算定基礎を切り替えることが、保育料の変更につながるものでないと考えています。値上げについては、8時間の短時間保育を、現行の保育料とおおむね同額としており、長時間の方については11時間になりますので最高で2,500円、以降所得が下がるにつれて、応能負担としての設定としています。

問 3人目の子どもへの保育料無料化が県制度であるが、まったくなくなったのではなく、所得に応じてということで制度として残っているようだが、来年度はどうなるか。

答 18歳未満の子どもが3人以上ある場合で、3人目以降の3歳未満の場合、無料か半額となる県の補助制度があります。4月以降の新制度も同様に規定しています。規則（案）では別表第3の備考3に該当しております。備考に関しては、国が子ども・子育て支援法施行令か施行規則において、規定される予定であり、今後現行の中で規定したものでありますので、国がこれらを公布したときには、規定の仕方が変わる場合もあるのでご承知いただきますようお願いいたします。

問 本会議でも質問したように、条例については、政令で定める額を限度として具体的な内容は規則に定めているが、規則（案）第9条を見ると利用者負担額の減免ということで、災害、疾病その他特別の事情により生計が

著しく困難であると認められる場合は、利用者負担及び延長保育料を減免
できることになっている。認定の基準は、どのような形で行うのか。

答 疾病あるいは失業等で所得が大きく減となった場合が該当すると思
いますが、そのときの状況に応じて判断していくことになります。

問 本会議では、第3階層から第6階層でひとり親世帯、在宅障害児（者）
のいる世帯等は軽減措置を行う説明が以前されたが、政令がどうなのかと
考える。所得税法上の寡婦控除について、婚姻歴の有無で差が生ずること
であるということで説明がされたが、寡婦控除をみなし適用する形になっ
ていないという状況で捉えてよいか。

答 ひとり親世帯等について、2号、3号の第3階層から第6階層の、以前
は所得税の非課税世帯であった区分ですが、利用者負担額から1,000円を
控除した額で、国と同額の減額をしています。市の保育料は国の基準額よ
りも安くなっておりますので、国よりも減額分は大きくなっておりまし
す。みなし寡婦については、現在の国の規定では母子及び父子並びに寡婦福祉
法に規定された配偶者のない場合ということで、市においても同様な規定
をしています。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第7号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決
した。

議案第8号 岩倉市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 岩倉市は予防接種健康被害を受けた人に補償した過去があったが、その事例をどのように教訓化しているのか。

答 現在1名認定されて医療給付を受けております。この方は昭和48年に認定されました。昭和52年に市に調査委員会を設置するよう国からの通知がありました。事例があれば健康被害の調査委員会を設置して、審議するというところで現在に至っています。

問 昭和52年に調査委員会を設置したようだが、今回の構成も変わらないのか。

答 同じようなメンバーで構成しております。

問 昭和52年に調査委員会を設置して、改めて地方自治法上の規定に基づく附属機関として位置づけるために条例制定されるが、今回に条例を制定する理由は、精査して設置することでよいのか。

答 1年前に附属機関は一定整理して条例化しております。その際も委員会はや綱で設置しており、当時条例の対象となりましたが条例化不要と判断しました。改めて委員会の役割を見直すと諮問、答申に該当するというところで条例化したものであります。附属機関と認められるものは条例化の流れでありますので、今後見直しの中で条例化するものもあります。

問 これまでの調査委員会の取組みについて、昭和47年のケースであったが、最近も予防接種の健康被害が全国的な問題とされているが、岩倉市でも最近のケースとして、調査委員会に取り上げられているか。

答 平成25年は副反応の報告はありません。平成26年10月に江南保健所経由で連絡がありました。保護者に連絡して保健師と担当者が家庭訪問し

て状況把握と予防接種健康被害救済制度について、保護者に説明をしております。現在は快方に向かい、担当医から予防接種が原因でないということをお聞きしています。本人から申請がされておらず委員会の開催はされないと思います。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第8号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第9号 岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 地域包括支援センターが現在1カ所である。この条例が4月1日に施行される場合、6,000人未満ごとに設置すべき地域包括支援センターは1カ所ということで、職員配置を条例以上の職員配置を実施するのか。

答 地域包括支援センターは市内1カ所あり、社会福祉協議会に委託しております。人員配置は常勤で保健師1人、社会福祉士2人、主任介護支援専門員1人、臨時職員ではケアマネージャー3人、事務職員1人、高齢者の実態把握業務担当者2人の合計10人で担当し、新年度に嘱託職員としてケアマネージャー1人の増員も考えておりますので、基準から見れば足りている状況になります。平成28年度には2カ所目ができて対応していくこととなります。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第9号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第10号 岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準を定める条例の制定について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 今回の条例制定について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことによるものである。以前から介護保険にかかわる基準を定める条例がいくつか制定されている。1年の経過措置があり、今回上程されたものと思う。厚生労働省令に定められているものを適用して1カ所だけ記録の整備だけ長期間にわたって保存する形で条例が作られるものと思う。内容は多岐にわたり細かく見ると難しいものと思うが、このような形の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に対し介護保険の特例を定めることが行われただけで、これからこういう条例の制定はあるのかどうか。

答 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により定める条例はないのですが、介護保険の制度が変わり、デイサービスについて、現在は県の指定によるものですが、平成28年度からは定員18人以下の小規模の通所介護事業所については、地域密着型サービスということで市の指定権限に変わりますので、その運営基準を条例に定めなければならないと思っております。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第10号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第11号 岩倉市資源回収ステーションの設置及び管理に関する条例の 制定について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

質疑はなく、討論に入る。

討論もなく、採決に入る。

採決の結果、議案第11号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第15号 岩倉市子ども医療費助成条例の一部改正について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 今回の条例の一部改正は、県の制度を優先するために市の条例における優先順位を定める形になるが、どのようなものであったか。以前から正しいやり方であったのか。

答 今回、条例改正しますが、実際の運用と改正は同一であります。

問 助成と支給の言葉の違いについて、福祉医療が支給条例に改正されて、何か意図するものがあるのか、考えとして助成と支給の違いはどのようなか。

答 意図するものはありませんが、今まで福祉医療は、後期高齢者医療、障害者、母子家庭、父子家庭医療制度について、ばらばらであった状態を整理するために改正するものです。一般的に用語の解釈としては、助成は、事業や研究など特定の目的のために経済的な支援をすることの意味合いが強いもので、支給は給与等物品や金銭を払い渡す意味合いが強いものです。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第15号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第16号 岩倉市介護保険条例の一部改正について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 保険料設定で第9段階の引き上げが一番大きいですが、配慮が必要ではないか。どのような考えで旧の第7段階、第8段階を変えるに当たって進めたのか。

答 乗率については、国の乗率を基本として岩倉市独自で定めていますが、第9段階につきましても国の乗率1.7のところを市としては1.65に下げさせていただきました。

問 第7段階から第9段階になる人は、年間で2万1,500円、月額1,792円くらい上がる。ところが、第8段階から第10段階になる人は年額1万4,900円、月額1,242円、第8段階から第11段階になる人は、年額2万700円、月額1,725円になる。やはり第7段階から第9段階になる人が非常に高い。第8段階から第10・11段階に上がる人の料率をもう少し高くすべきではなかったのか。その辺の検討はしなかったのか。

答 国の乗率は、最高で1.7となっているところを、岩倉市では10段階で1.75、11段階では1.85ということで、今回は特に11段階の800万円以上のところを新たに設けましたので、所得の高い方からは所得に応じた一定の保険料の負担をしていただく設定とさせていただいたものです。

問 軽減措置の分は、初めの保険料のお知らせの時から差し引いているのか。

答 軽減したものでお知らせすることになります。

質疑を終結し、討論に入る。

<反対討論>

議案第 16 号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」の反対討論をいたします。

2000 年 4 月から導入された介護保険制度は、市において 3 年に 1 回、市の事業計画が見直されることとなります。

今回の条例改正により、岩倉市の第 6 期の介護保険事業が進められていくこととなります。

改正の主な内容は、介護保険料の問題は保険料の料率保険料段階の見直しについては、これまでの一般質問などでも、市民の声を届けることにより、あまりにも高い介護保険料で本当に負担が重いという声を何度も取り上げの中で、高い所得の人たちの料率を上げて、所得段階を増やして、低所得層の負担軽減を図ってもらっていますが、やはりすべての段階で値上げとなっていく。この介護保険の介護保険料は、介護サービスが増えれば保険料が上がっていく仕組みになっています。今後、高齢者が増える中で、どこまで保険料が膨れ上がるのか大変危惧しているものであります。

また、介護保険導入時に介護サービスへの国の負担は 25% という約束になっていましたが、これは守られておらず、5% は調整交付金という仕組みで国の負担を減らして、その分を第 1 号被保険者に負担をさせているという大きな問題があります。これらの問題が根本的に解消されなければ介護保険は持続可能な制度とは言えません。いずれ破綻するのではないかと危惧しているものであります。このような問題について、市も国に対してきちんと意見を市長会などを通じてしてきていますが、なかなか改善されません。今回初めて第 1 段階の保険料について、公費負担の仕組みを導入することにより、軽減措置が講ずることができたのですが、しかし、この第 1 段階についても保険料は引き上げという結果になっています。

高齢者にとっては、年金が削減され、消費税増税など大変厳しい生活を余儀なくされています。今回の介護保険料の引き上げを伴うこの条例改正については、高齢者の生活を厳しく困難に言わざるを得ないので反対します。

＜賛成討論＞

議案第 16 号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」の賛成討論をいたします。

介護保険制度は、平成 12 年から医療費の増大を抑える目的もあり、介護に係る部分については介護保険制度へと新制度で対応することになったものがあります。介護保険制度は 3 年ごとの見直しがされることとなり、平成 15 年、18 年と料金改正がなされてきました。特に団塊の世代が 75 歳となる 2025 年には介護を必要とする人が飛躍的に増大することが予想されます。より一層今後の介護保険制度のあり方が重要になってくるわけであり、この様な中で、平成 27 年からスタートする第 6 期介護保険制度事業計画に基づいた条例改正は、これまでの懸案でありました特別養護老人ホームの増設、老人保健施設の増設、そして、1 中学校区 1 地域包括支援センターの設置等の施設サービスが盛り込まれた計画になっています。このため保険料も第 5 期と比較して増額になっていますが、その保険料設定に当たっては、3 年間のサービス料が精査されたものであり、保険料段階の設定については、現在の 8 段階 10 区分を 11 段階に細分化し、よりきめ細かな保険料設定となっています。また、高所得者の保険料も引き上げられ応能負担の考え方も導入され、低所得に対しては公費による軽減措置も図られ、議会の議論が反映されております。また、介護保険法の改正による新しい総合事業の実施時期についてはこれからの検討期間を十分に確保し、岩倉市に合った制度設計とするため開始時期を延長する規定も入れております。

介護保険制度は持続性が必要であり、必要なサービスを確保していくことは市民のための介護保険制度とする重要案件であり、そのための保険料の一部増額はやむを得ないものと考えられます。よって、議案第 16 号については賛成といたします。

討論を終結し、採決に入る。

採決の結果、議案第 16 号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと

決した。

議案第17号 岩倉市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員並びに指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の資格を定める条例の一部改正について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 今回の一部改正をわかりやすくいうと、どのような形になるのか説明を。

答 地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の資格を定める条例に、今度新たに要支援者のサービスのプランを立てる事業者である指定介護予防支援事業者、指定介護予防支援事業者は地域包括支援センターになりますが、その指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の資格を定める規定を追加したことによる一部改正で、内容は申請者の資格が法人であることと、岩倉市の独自基準として、暴力団の関係者が関係していないことであります。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第17号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第18号 岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 岩倉市の実施されている地域密着型サービスとしては、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の2種類。第6期の計画の中に含まれてないこともあると思うが、今後のサービス整備については、どのような考えで望んでいくのか。

答 現在8種類の中の2種類、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護ですが、事業所から申請があれば事業所として指定していきたいと思っております。

問 ケアマネージャーさん達から認知症対応型通所介護の整備を求める声をよく聞くが、この認知症対応型通所介護の整備について、市はどのように考えているのか。

答 認知症の方への在宅の介護サービスとしては、デイサービスや小規模多機能型居宅介護があります。また、認知症対応型通所介護については、今回の第6期介護保険事業計画策定時、平成25年度にアンケート調査を実施しました。その中でケアマネージャーさんに確保が困難なサービスという質問をしたところ、認知症対応型通所介護については3.3%という結果で、他のショートステイや特別養護老人ホームでは33%や19%であり、そちらと比較すると要望が低いと考えます。今後第7期計画策定時には、またアンケート調査を実施していきたいと思っております。また、ケアマネージャーさんからのヒアリング等も受け、要望を聞いて必要なら整備計画に位置づけしていこうと思っております。

(意見) 必要とされる方もみえると思うので、引き続き調査し対応をしていただきたい。

問 岩倉にある小規模多機能型居宅介護2カ所、この登録定員の状況は。待機者はいないか。

答 市内2カ所ある事業所の1月末現在の登録状況は、それぞれ25人の定員に対し、22人と23人で、待機者はいないと確認しています。

(要望) 引き続き、要介護者の状況を調べて、小規模多機能型居宅介護サービスが適しているような方々には周知を図り、登録定員をきちんとしてほしい。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第18号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第19号 岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 岩倉の中で今、3ユニットを計画しているところはあるのか。

答 市内4カ所あるグループホームからは、3ユニット目の増設計画は聞いていません。

問 この条例は、要支援1・2の人のサービスについて定めるということで、先程の議案第18号と同じ中身を持ってきているという認識でいいか。

答 要支援1・2の方を対象とした事業所になります。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第19号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第 37 号 丹葉地方教育事務協議会規約の変更について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

質疑はなく、討論に入る。

討論もなく、採決に入る。

採決の結果、議案第 37 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

請願第1号 福祉有償運送の制度維持と円滑な移行を求める請願書

請願人からの意見陳述の申し出があり、これを認める。

〈請願人の意見陳述〉

いわゆるイキイキライフで福祉有償運送をやっている鬼頭と申します。まず、初めに有償運送をやってきました経過をお話したいと思います。イキイキライフの会は、平成8年作られ、来年でちょうど20年になります。岩倉市に住んでいながら、定年退職した人たちが何にもしていないのはおかしいということで、社会福祉協議会で勉強会を開きまして、勉強会をきっかけに平成8年に会ができました。最初、配食や手打ちうどんを始めましたが、平成10年からこれでは、足の悪い人が困っているということで、市役所に勤めていた方が社会福祉協議会で事務局長をやっていて、その方が東大阪にそういうことをやっている会社があるから見に行こうということで、イキイキライフと社会福祉協議会の事務局長と4人で見に行きました。規模としましては、岩倉市、扶桑町、江南市など2市2町くらいで、足の不自由な方がどこかに行きたいというときに運ぶ事業を会社で行っていましたので、岩倉市でもできないかと考えましたが、やっぱり具体的には難しいので、運輸局に相談しに行きながら、岩倉市と社会福祉協議会などに相談したところ、良いことであるので、やってみたら良いとのことで白タク（違法行為という背景があった）を始めたのがきっかけです。

平成10年からやり始めて、3年後くらいに、岩倉市が国の支援に乗っかって外出支援サービスを始め、それと同時にイキイキライフと両方でやって、岩倉市の方は低所得者が100円で利用できる制度でした。2月の例会の中で、この制度を1年をもって廃止にしようということを決めました。

私個人としては、我慢ならないです。事実、その背景として私はずっとイキイキライフでは、一番回数をやり、制度の文章も整理させていただいています。それから、入会時のお話で、集金もやっています。今回も最後1年間はやりましょうということで、募集しました。新しく募集せず、継続の方だけは1年間やるということでやってきました。今回もそういうことでみなさん

大変不安がり、悲しがり、残念がっていると聞いています。これはなんとしても、大々的な動きにしないといけないということで、請願に至りました。なぜ、1年を残し、解散しなければならないかという背景であり、陳情にも記載しましたが、若い人がまったく入ってこないです。私も会ができた当時は55歳でありましたが、加えていただき、60歳で定年し、専従となり、これが生きがいです。現在、65歳の年金生活者になりますと、5年間のブランクがあります。3年間、65歳のつどいを総合体育文化センターでやっていただいています。現在団塊世代が800人いて、出席者が100人くらいいます。3年間で出席者が300人くらいいて、私たちは一生懸命呼びかけをしていますが、一人もボランティアに行くという人がいません。介護福祉課や社会福祉協議会の包括支援センターでドライバーの紹介を受け、いろいろお話を聞くと最終的に具体的にはいくら稼いでいるかの話になり、「最終的に1万円くらいです」と言うと、「もう話は結構です」と言われます。たばこ銭が稼げないのは駄目だろうなという状況に来ています。しかし、集会をやってみるとボランティアはやりたいという声は出ます。具体的、長期的にイベントとしてボランティアを募るときには集まりますが、長期的な福祉運送等の作業になると、やっていただける方があまりいません。できるなら、ボランティアではなく、発想を変える時期が来ているのではないのでしょうか。できれば、65歳の定年を迎えたら、たばこ銭が稼げるくらいの実入りのある有償ボランティアに変えていく必要があると思います。私ども20年やってきていますので、前市長にも現在の市長にもそのことは若干なりとも伝わっていると思いますが、述べていく機会、市民が叫んでいく機会がなかっただけに、一度考えていただきたいです。今年1年間でイキイキライフの運送は解散することが決定していますので、請願の中では制度維持ということになっていますが、維持は無理です。新しくどうやって、イキイキライフが今までやってきた不便な方の足を確保するために市民として先頭に立って議会が掘り起こしをやっていただけないかということが基本です。一期一会荘の配食のドライバーやシルバー人材センターは稼げるので、一つ案として、たばこ

銭が稼げるようにすることです。私は60歳の時に、家族が心配して、止められたことがありました。たばこ銭が稼げないボランティアなのに、人の命を預かるような仕事はやめてほしいと言われました。なおさら年齢を重ねると家族の不安も大きくなり、反対が膨らんでいくと思います。なので、シルバー人材育成センターのような収入があり、今、有償運送をやっていること、制度を生かしながら、利用者が安く利用できる方策を考えていただき、かつ、たばこ銭を稼げるような助成をした組織の構築を考えていただければありがたいです。NPOの要請の仕方や事務の仕方等、有償運送の届出の仕方、利用者の連絡方法などノウハウは持っています。それらをご利用していただけるならば、協力していくのは吝かではありません。

請願人の意見陳述を終え、紹介議員の補足説明を省略し、質疑に入る。

問 献身的に、ドア to ドアでその人に合った有償運送をやっていた。1年後中止のお知らせを持ってここに来ていただいているのは残念である。

ボランティアといっても、責任があり、命を預かるという他のボランティアとは違う面があり、私たちもどういう方策が良いのか、ということを実際に受け止め、考えなくてはならない。例えば、シルバー人材センターの中で、そういう組織をもってもらおうとか、デマンド交通い〜わ号を市外の病院まで広げることができるのかとか、具体的に変わるものとして、イキイキライフではどのように協議されたのか。

答 利用者の方たちは、デマンドに期待していません。利用者の方たちはサポートする人が必要なので、運転手しかいないデマンドは使えないということです。タクシーでも、体に触れることはしないそうです。運転手によりますが、トランクの出し入れはしてくれるが、不便なときに、体を上げるなどはしていただけないということで不満が出ています。私たちはシートベルトをするまでやりますので、こんな安くていいですかということも言われます。

問 市内の交通体系のあり方は、地域公共交通会議の中で、総合的に話し合うべきことである。それがなかなか進んでいないことは私たちの努力不足であり、根が深いものであると感じている。その中で、イキイキライフにやっていただいている福祉有償運送の部分であるが、例えば、道路運送法上の交通体系が3つに分かれている。一つは路線バスなどを中心とする一般乗合旅客自動車運送事業、観光バスなどの一般貸切旅客自動車運送事業、三つ目がタクシーや介護タクシーなどをやっている一般乗用旅客自動車運送事業（10人以下）である。その中で、それぞれが持つ役割があり、得意分野や法的に規定されている部分が当然あると認識している。先ほどデマンドの話も出たが、それに代わる代替措置は法解釈やそれぞれの認可事業の拡大でできないのかという話であったが、その辺のすみ分けは、どうなっているのか。

答 福祉有償運送については、デマンドと同じで道路運送法に基づく事業です。しかし、デマンドとは運送の対象者が異なる事業となっています。施行規則の中で、他人の介助がなくては移動が困難と認められて、かつ、タクシーやその他の公共交通機関を利用することが困難な者又はその補助、付添人ということです。具体的には、身体障害者や介護保険法による介護認定を受けた方です。デマンドはそのような限定がありません。

問 平成13年から認可を取り、この福祉有償運送を行っていただいている。平成13年3月に道路運送法が改正され、それと同時に、タクシー事業業務の適正化臨時措置法もできている。これは社会のニーズに合わせて、白タクは違法だけど黙認してきたものを法制化して、責任等からそれに伴う事故等の保障を明確にしてきたというために、法改正がされている。それだけ、社会ニーズが大きいと認識している。加えて、その部分を特化させて、平成20年には、NPOによる有償福祉運送についてという移動制約者の福祉有償運送のサービスの確保についてのガイドラインのようなものが国土交通省自動車交通局の旅客課から出されている。ようは、国を挙

げて、今まで既存の交通事業者では取りこぼしてきたものや交通空白地問題を中心として、でき上がってきたデマンド等の新しい交通体系のあり方の中で、そこから隙間的に取りこぼされてきた交通弱者、移動制約者をどう救っていくのかということは国も認識している、かなり大きな課題であると思う。具体的に、来年の3月には、岩倉市で今まで20年にわたり、長くやってきていただいた福祉有償運送が途絶えるのは、かなり大きな穴が空いてしまう。イキイキライフの維持というよりも制度維持が喫緊の課題であると思うが、どのように認識しているのか。

答 イキイキライフの会員が高齢化していることは、市でも認識しています。今後、それをどうしていくかという課題は前から上がっていました。ご質問にもあったそれに代わるものをどうしていくかですが、なかなかNPO法人を育てるというのも難しいです。市としましては、シルバー人材センターや社会福祉協議会と協議していきたいと思っていますが、実施については難しい部分もあると考えています。

(要望) まだ、交渉する以前の段階というか、具体的などころまでは入れないと思うが、請願に添付したとおり1年後には制度がなくなるわけで、なくなってからさあ困ったでは話にならないと思う。後ろが決まっている以上は、来年の3月末までには、次の希望、道筋を明確に示される必要がある。今まで、NPOという形で人的等のいろんな手続上の部分で行政が努力してきたことは認識しているが、これからはもっと精力的に指導や先導し、制度を維持する必要性を感じているので、鋭意努力していただきたい。

(要望) 利用する側の人間として意見を述べる。実際、今現在デマンド交通の利用の中で、障がい者の利用はほとんどないと思う。それに代わりイキイキライフが一生懸命やっているが、この経過に至るまで、行政は何をやっていたのか。ただ、カッコいいことだけ言うのではなく、実際に、今イキイキライフの2014年の利用件数は537人である。デマンドができたときに、障がい者が乗れないようなものは止めよと何度も言った。タ

タクシーを最近利用したとき、名鉄タクシーの運転手が親切であったが、帰りはまったく逆の対応であった。行政でも同じような形を取られると、表に出ようとする人の意思が削がれる。そういうところを、今までイキイキライフが努力してくれていたと思う。たばこ銭もでないという状況は、ボランティア精神ということも分かるが、そこは市が助成すべきであり、来年の3月末でイキイキライフが終わってしまう前に、行政としても、大々的に広報等で募集すべきものであると思う。運転される人の家族は、人の命を預かることに反対するのは当たり前のことだと思う。友愛心が欠けている状況の中で、行政としてもっと努力してほしい。

問 イキイキライフの福祉有償運送の利用者がたくさんいるが、なくなった場合困る人が出ると思う。その穴埋めの代替の考えはあるか。

答 今の福祉有償運送と全く代わるものではありませんが、市の高齢福祉サービスとして、高齢者等のリフトタクシー料金助成事業があります。寝たきりであるとか身体障がい者の認定がある方にリフトタクシー等を利用されるときチケットを交付して、料金を半額（上限5,000円）を助成する制度があります。また、心身障害者タクシー料金助成という制度もあります。このような市の制度を活用してほしいと思います。

問 タクシーのドライバーは、個人的に親切な人やそうでない人がいるという話があったが、この地区にリフト付きのタクシーや福祉タクシーというのは、一宮から江南、犬山までくらいの範囲で10台くらいである。福祉タクシーという名目で走っているものに関しても会社として運転手には2級のヘルパーの資格を取らせている。数社は福祉タクシーに乗っていない一般のタクシーであっても運転手に3級のヘルパーの資格を取るよう、受験に当たっての補助をそれぞれの会社が行っていることを確認している。今後、穴が空いてしまうが、そういうものを維持してもらうのは、そうであるが、外出の機会をいかに増やすか、寝たきりにならない、社会

から孤立しないという人を増やしていくことが、福祉制度の大きな役割である。数値的に見たときに、デマンド等も含まれるので、正確な数字が出てこないかもしれないが、健康を維持することで、医療費の抑制につながるという数字がそれぞれの地方自治体で出ている。天秤にかけたとき、助成をしたとしても医療費が抑制できるのであれば、体に障がいをもたれている人であっても精神的にも身体的にも維持増進できるような施策を考えていかなければならないが、どうか。

答 外出支援という部分は、同感です。そのような制度方針でいきたいと考えています。福祉有償運送は、ほとんどが病院への通院で、一部に銀行、市役所や保健所であると聞いています。この福祉有償運送の制度については、法律も一部改正されているが、この制度はどこかにボランティアという要素が入らないと成り立たない制度になっています。実際に、設定できる料金も概ねタクシー料金の半額という制限もあり、公共事業としては難しいです。先進事例を見ても、市が車の貸与をする、ガソリン代の補助をするということがありますが、運転手は、地域の人が行うということがあると思っています。しかし、制度が岩倉市にあることは重要であるので、関係機関と協議はしたいと思っていますが、どこまでできるかは約束できません。

これまでもイキイキライフの体制強化については、いろいろご相談に乗ってきたと思っています。一つの例として、事務所機能がないということで、みどりの家の指定管理をすれば、そこに事務所機能があり、福祉有償運送の電話連絡の基地にもなるということで、やってもらったという経緯もあります。直接の補助金支出はしていませんが、市でできることはやってきました。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

<附帯事項>

今後どのようにするか、が一番大切であると思う。当局だけの責任ではなく、議会としてもどのような受け皿があるかとか、今ある既存の制度を変えていくかを研究し、趣旨を尊重して勉強していくのがよいと思う。

採決の結果、請願第1号は、全員賛成により採択すべきものと決した。

請願第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書

紹介議員の説明を終結し、質疑に入る。

問 愛知県には、肝硬変に対する特定疾患の医療費助成制度があると聞いたが、そういう認識でいいか。また、その状況も教えてほしい。

答 県の特定疾患医療費公費負担では、難治性肝炎として、劇症肝炎、血清肝炎、肝硬変の3つが対象になっています。

また、岩倉市の25年度末の状況は、肝硬変で3人の方が公費負担を受けております。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、請願第2号は、全員賛成により採択すべきものと決した。

陳情第1号 《陳情》国に対して「子ども・子育て支援新制度」予算の確保・増額を求める意見書を提出して下さい

<委員会討議>

4月から新しく子ども・子育て支援新制度が実施されるということで、大事な陳情だと思うので、審議していきたい。

この請願は、国に対して意見書を提出するということでもありますので、岩倉市では今まで意見書を色々上げてきたところでもあります。今回の子ども・子育て新制度導入にあたって、当初国が約束してきたことが、少し消費税の増税時期の延期などで行われてない形になっているところでもあります。また、請願事項の2項目の「保育士の人材確保のための処遇改善」これについては、なかなか進んでいないということで、公務員については色々な制度があるかもしれませんが、民間では働き続けるのが困難な状況が生まれてきている。そして、離職も多いと聞いています。そんな中で、こういうことは国に対して意見していくべきだと思うし、また公定価格については、当初は非常に低い額で出て、子ども・子育て支援制度に入らない幼稚園もあったんですけど、その後公定価格が引き上げられた形で出てきておりますが、それでも、まだまだ不十分ではないかと思っておりますので、ぜひ意見書をあげるべきだということで、私も審議していただきたいと思っております。

請願でなく陳情で出てきたという、一つの重み。同じような審議をやるべきだと思いますが、陳情で出てきたときに何を基準に考えるかということ、現在岩倉市の子ども・子育て支援新制度に対する取り組みが、この陳情項目に含まれているのかいないのかが、ひとつの大きな課題だと思う。もし、現在市を含めて制度上課題があるということであれば、我々もきちんと審議し、きちんとした結論を出すべきだと思う。請願同等という扱いであれば、イエスカノーかということを決めなければいけない。この段階で継続的に

我々が勉強していく必要があるならば、このまま陳情として他の議案や一般質問等で今後も課題として取り上げていくべきであろうし、ここで結論をつけることであれば、この場でイエスかノーかを決めなければならない。そういうことを考えると、どちらを望むのかということになると思う。それによって、取り扱いが変わってくると思います。

陳情であっても請願と同様に扱うべきであるか、陳情は陳情である。ただし、議員間討議をして陳情という形をとるのか。

当局からの説明

陳情趣旨の中で、消費税引き上げにより財源が確保できていないという話があります。これに関しては、国の当初予算の説明の中で子ども・子育て関連三法が施行された当時は、必要な財源を消費税の増税分により賄うという話がありました。その分は増税が延期されたということで確保ができない。この件に関しては国の当初の説明では、5,100億円確保できているという言い方をしていました。もともと量の拡大と拡充、質の向上の形の中で、量に関しては待機児童解消を目指す31年度は満額の1.1兆円いるだろうという話だったのが、現段階では新制度がそこまで進んでいないので5,100億円で済む。この5,100億円の中で、質の改善はできているという説明がなされております。

それから、保育所の人材確保という点は、国も保育士確保ということで、様々な策を出しています。例えば、公定価格の中においても処遇改善ということで経験年数に応じた加算率を示しております。こうした部分は、見直されていると思います。

また、「保育所の公定価格をその運営実態に見合った内容に引き上げること。」についても参考資料の「岡山市私立園長会版」を見ると、保育時間に対して1号、2号、3号の1号、2号の短時間と差がないということですが、固定経費分はあるが、そんなに簡単に算定できるものでないという考え方が

示されております。これは、本市としてもそのように考えております。

問 政府予算 5,100 億円の追加投入の中、2,791 億円は地方負担というのは、当初から地方負担なのか、消費税の延期により増えたのか。

答 基本的に新制度の中では、幼稚園・保育園・認定子ども園の施設型給付関係は、本来、国と地方で半分ずつということが示されています。それが消費税の延期により増えたかは把握しておりません。

問 幼稚園と比べてあまりに低い保育所の公定価格を運営実態に合わせたものにとあるが、保育所の公定価格は、それだけ差が大きいという事実なのか。

答 もともと公定価格を算定する際には現状を例えば保育園負担金を基礎にしています。また幼稚園でいえば私学助成を県が算定をします。そこらへんが根拠になっています。具体的に個々の園にこの公定価格に関する根拠は持ち合わせていませんし、これから公定価格が決まりますが、その中で見ていくしかないと考えております。

この陳情については、請願と同様に丁寧に取り扱いました。